

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3223323号
(U3223323)

(45) 発行日 令和1年10月3日(2019.10.3)

(24) 登録日 令和1年9月11日(2019.9.11)

(51) Int.Cl. F 1
B 4 2 D 1/00 (2006.01) B 4 2 D 1/00 G

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 書面 (全 4 頁)

(21) 出願番号 実願2019-2752 (U2019-2752)
(22) 出願日 令和1年7月8日(2019.7.8)(73) 実用新案権者 518173377
有限会社高知製本
高知県高知市神田686-1
(72) 考案者 山中 清志
高知県高知市神田686-1

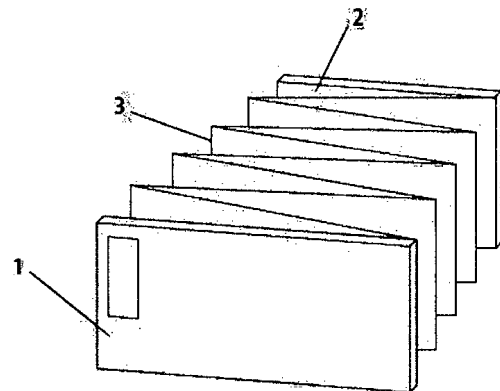
(54) 【考案の名称】 アート御朱印帳

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 水彩画や水墨画で構成された御朱印を頂く際に、1枚の中紙に収め、色は発色がよく、水分により紙がよれたり皺がでない素材と構造の御朱印帳を提供する。

【解決手段】 一般的な御朱印帳の2倍に当たる幅を持たせ、中紙3には和紙ではなく、複数の水彩画用の水彩紙で構成されている。幅が横長になる事により、大きな水彩画を1枚に収めることが可能となり、また、水彩紙が紙の皺、よれを防ぎ、発色の良さを再現する構造となっている。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

表表紙と、裏表紙と、該表表紙と該裏表紙内に綴じられた御朱印用に用いられる複数の水彩画用紙で構成された中紙とからなることを特徴とする御朱印帳。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の御朱印帳であって、前記中紙は同一方向に一回折した 2 枚水彩画用紙を貼り合わせた蛇腹状で片方づつを前記表表紙と前記裏表紙に接合した構造であることを特徴とする請求項 1 記載の御朱印帳。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

本考案は神社やお寺で参拝のしるしとして授与される御朱印を管理する御朱印帳に関する。

【背景技術】

【0002】

神社や寺院において、参拝者に授与される証が御朱印であり、専用の御朱印帳に押印されていて、これらは和紙で構成されており、蛇腹式という製本構造で作られたものが一般的である。大きさも幅 11 cm、縦 16 cm 程度の手のひらに収まる程度のものが主流となっている。(特許文献 1 参照)

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】実用新案登録第 3203622 号 公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、近年では「アート御朱印」と言われる水彩画や水墨画で描かれた御朱印が増えてきており、それらは和紙に書くと紙が波打ったり、綺麗な色がでなかったり、裏に移ってしまったりするので通常の御朱印帳にアート御朱印を頂く事が難しい状況となっている。

30

【課題を解決するための手段】

【0005】

本考案は前記の課題に鑑みてなされたものである。本考案の目的は美しいアート御朱印を美しい状態でアート御朱印専用の御朱印帳として保存する事を可能としている。

【考案の効果】

【0006】

本考案の御朱印帳によれば、中紙に和紙ではなく、水彩画用の水彩紙を使用している。また、同一方向に一回折した 2 枚の水彩紙を貼り合わせて蛇腹状にすることにより、表と裏を両方とも使える仕様となっている。それを表表紙、裏表紙を糊で固定してくるむ事により、水彩画専用の御朱印帳構造になっている。

40

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図 1】本考案の御朱印帳の一例の斜視図を示す。

【図 2】本考案の御朱印帳の中紙位置の説明図となる。

【図 3】本考案の御朱印帳の表紙の一例を示す。

【考案を実施するための形態】

【0008】

以下、本考案の実施形態を図面に基づいて説明する。なお、以下の説明は本考案の一実施形態について説明するものであり、本考案の技術思想を具体化するための例示であって、本考案は以下の実施形態に限定されるものではない。本考案は実用新案登録請求の範囲

50

に示した技術思想に逸脱することなく変更を行ったものにも適用し得るものである。特に実施の形態に記載されている構成部品の寸法、材質、形状は特に特定した記載がない限りは単なる説明にすぎず、本考案の範囲を限定する趣旨ではない。

【0009】

(実施形態1)

図1は本考案の御朱印帳の外観図となる。横長の中紙3は表表紙1、裏表紙2の2枚で構成された表紙と接着されている。図2は中紙3を分解した構成図となる。図4は表紙の構成となり以下、順を追って説明する。

【0010】

まずは図1の本考案の御朱印帳の概略図から説明する。表表紙1、裏表紙2で構成された1枚の表紙と、中紙31、中紙32という具合に複数枚が接着した中紙3とが綴じられた本の構成をしている。

10

【0011】

中紙の構成はこうである。まず横長の中紙31は真ん中で縦方向に折られている。これは中紙32、中紙33等も同じく処置されている。中紙31の隣の中紙32は向きを逆に配置する。さらに隣の中紙33は中紙31と同じ向きに配置し、中紙34は中紙32と同じ向きで配置する。これを24枚組み合わせたものを1冊分とする。

【0012】

中紙31は隣の中紙32と接合部3a、3bの2か所で接着する。同じく中紙32は隣の中紙33と接合部3c、3dの2か所で接着する。これを24枚繰り返して、24枚の中紙が蛇腹状ですべてが張り合わされた状態を作り、アート御朱印帳の3となる。

20

【0013】

図3は本考案の御朱印帳表紙部分となる。表表紙1、裏表紙2の2枚で中紙3の両端と接合し御朱印帳となる。

次に中紙と表紙を接着させる場合だが、中紙4cと表表紙1、中紙41と裏表紙3がそれぞれ貼り合わせられ本の構造となる。4bと背表紙2は接着されずに、背紙5に補強された中紙4bが浮いた構成となるため、御朱印帳を開いたときに180度開閉する事ができる。

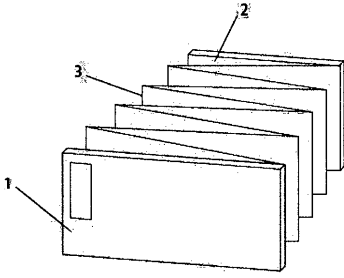
【符号の説明】

【0014】

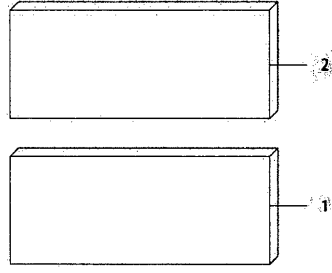
- 1 表表紙
- 2 裏表紙
- 3 中紙
- 31、32、33 中紙
- 3a、3b、3c、3d、3e、3f 接合部

30

【 図 1 】



【 図 3 】



【 図 2 】

